

旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、旭川市水道局が発注する建設工事並びに測量、工事に係る調査及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札を、郵送方式による事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型郵便入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第2条 事後審査型郵便入札の実施の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、予定価格が130万円を超える建設工事並びに予定価格が50万円を超える測量、工事に係る調査及び設計業務とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 施工実績が容易に確認できるものなどを除く特殊な技術を必要とする建設工事等で、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が工事施工実績調書等の提出を求める建設工事等
- (2) 前号のほか、管理者が特に認めた建設工事等

（入札の公告）

第3条 事後審査型郵便入札を行うときは、別紙1の標準公告例により公告するものとする。
 2 前項の公告は、公告式条例（昭和25年条例第9号）に定める掲示場に掲示して行うものとする。
 3 前項のほか、上下水道部経営企画課掲示板への掲示、新聞報道の依頼、旭川市水道局ホームページの利用等により周知を図るものとする。

（入札参加資格）

第4条 事後審査型郵便入札に参加する者に必要な資格は、旭川市水道局条件付き一般競争入札実施要綱第4条（入札参加資格）に準じるものとする。

（入札参加資格の決定）

第5条 前条に規定する入札参加資格は、対象工事等ごとに、旭川市水道局建設工事等指名委員会設置要綱に基づく議を経て管理者が決定する。

（入札の参加申請）

第6条 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を管理者に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げるものについては、該当がある者のみ、その提出をするものとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書（様式1）
 - (2) 資本関係・人的関係調書（その2）（様式2）
 - (3) 設計図書購入確認書
 - (4) 前各号のほか、管理者が求める書類
- 2 申請書等の提出方法は入札書（建設工事の場合は「工事費内訳書」を含む。以下同じ。）とともに郵送によるものとし、持参又は電送によるものは受けないものとする。ただし、前項第4号に掲げるものについては、この限りではない。

（設計図書等の閲覧及び有償頒布）

第7条 対象工事等に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、第3条に規定する公告の日から入札日の4日前の日（その日が旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に定める日（以下「休日」という。）に当たるときは、直前の休日でない日。以下同じ。）まで閲覧に供するほか、旭川市水道局建設工事等設計図書有償頒布要領により有償頒布する。

- 2 事後審査型郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、設計図書等の内容について質疑応答書（様式6）により、質問をすることができる。質疑応答書は入

札日の4日前の日まで閲覧に供するものとする。

- 3 質疑応答書の提出期間、提出場所、提出方法等について管理者がそれぞれ定め、公告において明らかにするものとする。
- 4 質疑応答書の提出があったときは、上下水道部経営企画課長は直ちに当該工事担当課長に回付するものとし、当該工事担当課長は公告において明示した質疑応答書の閲覧開始日の前日までに回答を付して、上下水道部経営企画課長に送付しなければならない。

(現場説明会)

第8条 管理者は、現場説明会を行わないものとし、現場説明書をもって、これに代えることとする。

(入札方法)

第9条 事後審査型郵便入札の入札方法は、郵送による入札とし、持参又は電送によるものは認めないものとする。なお、共同企業体による場合は、代表者が入札を行うものとする。

(入札書等の郵送方法等)

- 第10条 入札参加希望者は、入札書及び申請書等を、あらかじめ指定する日に指定する場所に到達するよう郵送しなければならない。
- 2 前項の規定による郵送は、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

(入札の無効)

第11条 公告に示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(開札の立会及び傍聴)

- 第12条 管理者は、入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- 2 事後審査型郵便入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）その他の開札の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができる。

(開札)

- 第13条 開札は、公告に記載した開札日時に行うものとする。
- 2 開札の結果、最低の価格となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める「くじ抽選の方法について（郵便入札）」の方法によりくじを行い、最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を決定するものとする。
- 3 落札者の決定に当たっては、旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領又は旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領の規定を適用するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(落札者の決定及び入札参加資格の確認)

- 第14条 管理者は、最低価格入札者（最低制限価格制度により失格となった者を除く。以下同じ。）に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。
- 2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、最低価格入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札をした者（以下「次順位入札者」という。）を最低価格入札者とみなして、前項の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格が有る場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本項の規定による手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- 3 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認め

た者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知（様式4）しなければならない。

- 4 入札参加資格を認められなかった入札参加希望者は、管理者が定める日までに、その理由について説明を求めることができるものとし、管理者は説明を求められた場合は、入札参加資格に係る理由説明書（様式5）により説明するものとする。

（落札者の通知）

- 第15条 管理者は、落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。

（入札結果の公表）

- 第16条 事後審査型郵便入札の結果については、入札後にその入札結果を公表するものとする。
2 前項の公表の方法等については、別に定めるところによる。

（手続の標準的日数）

- 第17条 事後審査型郵便入札の手続の運用に当たっては、別紙2に示す標準的日数を参考にして行うものとする。

（入札の延期、中止、取消し）

- 第18条 管理者は、事後審査型郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めたときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができるものとする。

- 2 管理者は、入札参加者がいないとき、又は第14条第2項に規定する入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいないときは、当該事後審査型郵便入札を中止する。

（委任）

- 第19条 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

様式1（単体用）

事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書

年　月　日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

工事〔業務〕番号

開札日

工事〔業務〕名

年　月　日付けで入札公告がありました、上記工事〔業務〕に係る競争入札参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

- 1 資本関係・人的関係調書
- 2 設計図書購入確認書

資本関係・人的関係調書

申請日現在における、当社と他の旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

- 1 資本関係又は人的関係　あり・なし　(どちらかに○印)

- ※ 資本関係又は人的関係がある場合は、必ず様式2「資本関係・人的関係調書（その2）」を添付書類として提出すること
※ 申請期限　　〇年〇月〇日

様式 1 (共同企業体用)

事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者

(共同企業体名)

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 1 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 2 住 所
商号又は名称
代表者氏名

入札番号開札日工事〔業務〕名

年 月 日付で入札公告がありました、上記工事〔業務〕に係る競争入札について、共同企業体を結成し入札に参加しますので、参加資格を確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札公告に示された入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、契約に当たっては、旭川市水道局の指示により共同企業体協定書等の必要書類を提出します。

1 資本関係・人的関係調書（次項のとおり。）

※「あり」に○印の場合は、「資本関係・人的関係調書（その2）」の提出が必要

2 設計図書購入確認書

[3 ※工事費内訳書【分担工事以外の工事のとき】※分担工事額内訳書【分担工事のとき】]

様式 1（共同企業体用）-2

資本関係・人的関係調書

申請日現在における、代表者及び構成員と他の旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係について

代表者 資本関係又は人的関係 あり なし (どちらかに○印)

構成員 1 資本関係又は人的関係 あり なし (どちらかに○印)

構成員 2 資本関係又は人的関係 あり なし (どちらかに○印)

※資本関係又は人的関係がある場合は、必ず様式2「資本関係・人的関係調書（その2）」を添付書類として提出すること

様式2

資本関係・人的関係調書（その2）

会社名

申請日現在における、当社と他の旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係 あり

2 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社

商号又は名称	
--------	--

② 会社法第2条第3号の規定による子会社

商号又は名称	

③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く）

商号又は名称	

3 取締役の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

注1 資本等で関係がある他の資格者を記載する場合は、旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格を有している者のみを記入すること。

2 記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。

様式4

旭水経 第 号
年 月 日
様

旭川市水道事業管理者

事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認結果通知書

あなたから申請のあった工事〔業務〕に係る入札参加資格について、次のとおり確認結果を通知します。

入札公告日	年 月 日
工事〔業務〕名	
入札参加資格の有無	無
入札参加資格がないと認めた理由	

注 資格がないと通知された方は、管理者に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は 年 月 日までに旭川市水道局上下水道部経営企画課
契約係にその旨を記載した書面（様式は任意）を提出してください。

様式5

旭水経 第 号
年 月 日
様

旭川市水道事業管理者

入札参加資格に係る理由説明書

下記工事〔業務〕において、入札参加資格がないとした理由について、次のとおり説明します。

工事〔業務〕名	
(理由)	

様式6

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

質問年月日 年 月 日

工事〔業務〕名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	
	回答年月日	年 月 日

別紙1 (※・〔 〕は選択要件)

標準公告例

(旭川市水道局告示第 号)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び旭川市水道局契約規程(平成6年旭川市水道事業管理規程第7号)第3条の規定に基づき、事後審査型一般競争入札(郵送方式)について次のとおり公告する。

年 月 日

旭川市水道事業管理者

1 入札に付する工事(業務)の内容

- (1) 工事〔業務〕番号
- (2) 工事〔業務〕名
- (3) 工事場所 [業務の場合示さない]
- (4) 工期〔履行期間〕 着手の日(落札決定の翌日から7日以内)から○年○月○日まで
- (5) 工事〔業務〕概要 次のとおり
○○○
- (6) 設計金額 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- ※ (1) 旭川市水道局における○○工事の入札参加資格が、○(○を除く。)等級に格付けされていること。【土木一式・建築一式・電気・管】
- ※ (1) 旭川市水道局における○○工事〔業務〕の入札参加資格を有していること。【上記以外の業種】
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係・人的関係については22(3)参照。)
- ※ (6) 公告の日において旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者名簿に、「11市内」で登録されている者であること。ただし、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合にあっては、組合員の過半数が旭川市内に登記簿上の本店を置くものに限る。
- ※ (6) 公告の日において旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者名簿に、「11市内」、「22市外」又は「32市外」(「22市外」及び「32市外」にあっては、旭川市内の営業所が当該工事に対応する建設業許可を有していない者を除く。)で登録されていること。【指名委員会で決定】
- [(7) 建設業法第17条に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。]【指名委員会で決定】

3 入札の参加申請

この事後審査型一般競争入札（郵送方式）に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、管理者から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書（様式1）

イ 資本関係・人的関係調書（その2）（様式2）

[ウ 配水管技能者等届（様式3）]【工事のとき】【指名委員会で決定】

エ 設計図書購入確認書

ただし、資本関係・人的関係がない者は、イの提出を要しない。なお、中小企業等協同組合法第3条に規定する組合にあっては、指示した提出書類のほかに指定する組合員名簿を提出すること。

(2) 提出方法

入札書とともに郵送すること。（持参又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は開札後に行うものとする。

(4) 提出書類様式の入手方法

4（1）イにおいて公告の日から〇年〇月〇日（〇）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く期間中（午前9時から午後5時まで）無償で配布するほか、下記の旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードできる。

<http://www.water.asahikawa.hokkaido.jp/>

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 管理者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 見積用設計図書の閲覧等

(1) 本工事〔業務〕に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間 〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 場所 旭川市水道局4階縦覧室

(2) 入札に参加しようとする者は、上記閲覧期間中、次の販売店で設計図書を購入すること。

販売店 旭川市〇条通〇丁目

〇〇〇〇

電 話 0166-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0166-〇〇-〇〇〇〇

定休日 毎週〇曜日

(3) 購入方法

ア 別紙、設計図書購入申込書をファクシミリにより販売店に送付し、購入申込みをすること。

イ 販売店から販売日時及び販売額について電話連絡があるので、指定された日時に設計図書購入申込書を持参し、販売店で購入すること。

ウ 購入時には、販売店から設計図書及び設計図書購入確認書を受領すること。（設計図書購入確認書は入札書とともに郵送すること。）なお、入札参加資格がないと認められたときであっても費用は返還しない。

(4) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出期限 〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法 10（1）イに電話連絡のうえファクシミリにより提出すること。

(5) (4)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、旭川市水道局ホームページ

において公表する。

ア 閲覧期限 ○年○月○日（○）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 閲覧場所

4 (1) イに同じ。

5 入札方法

(1) 事後審査型一般競争入札（郵送方式）の入札は、郵送によること。（持参又はファクシミリによる入札は認めない。）

(2) 入札回数は1回とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の〇〇に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の1〇〇分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札書等の郵送方法等

(1) 入札書等の郵送方法

入札書、設計図書購入確認書、申請書及び資料を封筒に入れ、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。

(2) 入札書等の到達日

配達日指定郵便の指定日は、○年○月○日（○）とする。

（○年○月○日（○）から○年○月○日（○）までの期間に、郵送手続を行うことにより、配達指定日に入札書等が到達する。）

(3) 入札書等の送付先

〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局上下水道部経営企画課契約係
行

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、設計図書購入確認書を提出しなかった者のした入札【及び工事費内訳書を提出しない者のした入札【工事のとき】】、旭川市水道局建設工事等郵便入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札【及び調査基準価格を下回って落札した者が当該落札に係る建設工事の完成検査結果通知書の通知日までに行った調査基準価格を下回る入札【工事のとき】】は無効とし、これらの無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。また、設計金額を超える入札は無効とする。

8 開札

(1) 開札の日時 ○年○月○日（○）午後〇時〇分

(2) 開札の場所 旭川市水道局4階第2会議室

(3) 開札の方法

入札事務に關係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

なお、入札結果は、落札決定後速やかに公表する。

(4) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日〇〇時〇〇分までに4

(1) イまで申し込むこと。なお、開札会場の都合により他の入札と併せて傍聴人は先着〇名までとする。

9 落札者の決定及び入札参加資格の確認

(1) 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。入札参加資格がないと認めた場合は、次順位入札者から順次確認を行い、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、低入札価格調査制度を適用する場合において、最低価格入札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合されないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを見落札者とする。

(2) 管理者は、入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知する。

10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限	○年○月○日 (○)
イ 提出場所	旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局上下水道部経営企画課契約係
電 話	0166-24-3171
FAX	0166-25-9500
ウ 提出方法	持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 説明を求められたときは、○年○月○日 (○) までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 工事費内訳書の提出

(1) 旭川市水道局工事費内訳書の提出等に関する試行要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること。

(2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。【工事のとき】

12 契約条項を示す場所

10 (1) イの場所で閲覧に供するほか、下記アドレスの旭川市水道局ホームページにおいても公表する。

<http://www.water.asahikawa.hokkaido.jp/>

13 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。
(2) 契約保証金 見積もった契約金額の10分の1以上の額を納付すること。[免除する。]

15 支払条件

(1) 前 金 払 契約金額の4割以内に相当する額を行う。[しない。]
(2) 中間前金払 契約金額の2割以内に相当する額を行う。[しない。]
(3) 部 分 払 ○回以内を行う。[しない。]

16 火災保険等付保の要否

要する。[要しない。]

1.7 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事〔業務〕の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者がいない場合又は入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書並びに資料の作成費用及び設計図書の購入費用は申請者の負担とする。

1.8 最低制限価格制度

本工事〔業務〕は、旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施試行要領による最低制限価格を設定する。

ただし、有効な入札者が3者に満たない場合は、最低制限価格を設定せずに旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領に基づく調査対象工事〔業務〕とする。

1.9 調査基準価格を下回る落札の取扱い【工事のとき】

本工事は、旭川市水道局低価格落札に関する取扱試行要領の対象工事である。

2.0 建設工事に係る資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。【税込設計金額500万円以上の工事のとき】

2.1 債権譲渡の取扱い【工事のとき】

本工事は、旭川市水道局公共工事に係る工事請負代金債権譲渡を活用した融資制度及び地方建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱要領の対象である。

2.2 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、旭川市水道局建設工事等郵便入札心得、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 2(5)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64

条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア、イと同視しうる特定関係があると認められる場合

(4) 落札者は、旭川市水道局「現場代理人、主任技術者及び監理技術者」に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）【第12条により準用される【業務のとき】】第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する【主任技術者（主任設計者）【業務のとき】】現場代理人及び主任技術者等の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次の書類のいずれかを添付すること。

ア 監理技術者資格者証(写)【業務のときは削除、以下繰り上がる】

イ 健康保険被保険者証(写)

ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)

エ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書
なお、倒産による退職後再雇用された者の配置を規定する雇用確認要領第11条に該当する場合は、上記アからエに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

オ 雇用期間確認免除申立書

【業務のとき】

なお、雇用確認要領第12条により準用される第11条の規定（倒産による退職後再雇用された者の配置を規定）に該当する場合は、上記アからウに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

エ 雇用期間確認免除申立書】

(5) 納税証明書の提出

契約手続きにあたって、落札者（共同企業体にあっては、全ての構成員）は、旭川市長が落札日の属する年度の4月1日以降に交付した旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写しを可とする。）を契約書に添えて提出すること。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結いたしません。

(6) その他、入札に関しての照会先は、10(1)イに同じ。

別紙2
事後審査型一般競争入札（郵送方式）の流れ（モデル）

